

函 都 整

令和 8 年(2026年) 2 月19日

経済建設常任委員会委員 各位

都市建設部長

第 3 期 函館市空家等対策計画（原案）に対するパブリック
コメント（意見公募）手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方について、下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 意見提出者数／意見の数
個人（持参・電子メール） 2 名／ 8 件
- 2 修正の有無
無
- 3 公表の時期
令和 8 年 2 月 1 9 日（木）
- 4 公表する資料
「第 3 期 函館市空家等対策計画（原案）」に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

〔 都市建設部都市整備課
電話 2 1 - 3 3 6 7 〕

「第3期 函館市空家等対策計画（原案）」に対するパブリックコメント
（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	第3期 函館市空家等対策計画（原案）
募 集 期 間	令和8年(2026年)1月8日（木）～2月9日（月）
担 当 課	都市建設部都市整備課
意見提出者数	個人2名（8件）

- 「第3期 函館市空家等対策計画（原案）」に対する意見の概要と市の考え方
 ※ 意見の概要については、原文を一部要約して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>「第3期 函館市空家等対策計画」で検討に入っていた二地域居住者の支援は、温暖化に伴う猛暑日の増加とテレワークの普及を背景に、首都圏在住者を中心に誘致の可能性が広がり、素晴らしい案だと感じた。また、首都圏の不動産の高騰が続き狭い土地やマンション暮らしが一般的な中、子育て世代では子どもがのびのび暮らせる住まいの理想とのギャップを抱える人も多く、夏や冬の長期休暇期間などを函館市のセカンドホームで過ごせるのは、子どもの教育面でも魅力が高い。</p> <p>例えば、単に“住む”だけでなく、大沼での林間学校（キャンプ・課外活動）、地域産業と連携した仕事体験、インバウンド観光案内の英語体験など、「親子留学型サマースクール」の企画があれば、教育熱心で可処分所得も高い首都圏の小学校低学年の子育て世代に特に刺さるのではと思う。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後、空家に係る二地域居住者への支援策の検討を進めるにあたり、参考とさせていただきます。また、関係部局とご意見を共有させていただきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
2	<p>別荘のサブスクリプション事業として、サービス付き高齢者住宅居住者や定年退職後のアクティブシニアをターゲットに、空き家や空き地を活かした別荘を団体で共有し、自分の好きな時に函館に長期滞在しながら、市内のシニアインターンとして労働をスポットで担い、地域や社会との繋がり の場を提供しながら人手不足の解消に役立 てる、なども観光資源が豊富な函館市だか らこそできることだと思う。</p> <p>そういったスポットでの事業拡張や誘致 も含めて、「創業バックアップ助成金」の対 象範囲を市外住所の者まで範囲を広げると、地域外の視点で思いもよらぬ活性化案 が実現しやすいかもしれないと感じた。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。また、関係部局とご意見を共有させていただきます。</p>
3	<p>市空家計画で、やってもらいたいのは、時 任町の旧国鉄アパートと旧鍛冶団地を早く 解体してほしい。</p> <p>そこも古くなって、火災も起きるので、市 総務部と消防本部で話し合ってもらいた い。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法にお いては、官公庁が所有する建築物は、対象と しておりません。また、法律においては、築年 数が古く火災の発生が懸念されることをもっ て解体を求める指導等を行うことはできない ものであり、空家等をそのまま放置すれば、 倒壊等著しく保安上危険等となるおそれのあ る状態である場合に、適切な管理を促すもの であります。</p>
4	<p>空き家の解体についても速報値で教えて ほしい。</p> <p>平成2年から令和7年までの空き家と解 体もホームページで、紹介してほしい。</p> <p>特に、JR函館駅前から中央病院前(電車 通りとバス通り)を調査してほしい。</p> <p>中央部地区では、千代台、堀川、高盛、時 任、人見、本町、金堀、教育大近くも調査し てほしい。</p>	<p>現在、ホームページにおいて、解体件数を 公表していませんが、今後、年度ごとの地区 別での解体件数の公表を検討したいと考えて おります。</p> <p>なお、公表する場合の解体件数につしまし ては、市の空家台帳に登載されている空家の 解体件数となります。</p>
5	<p>空家対策会議には、総務部と消防本部と 教委も出てるかを教えてもらいたい。</p>	<p>総務部、消防本部および教育委員会は、函 館市空家等対策連絡調整会議の構成員である ため、同会議に出席しております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
6	空き家対策会議に、まちづくり景観課や市民部、保健福祉部は入っているのか。	市民部、保健福祉部は、函館市空家等対策調整会議の構成員ですが、まちづくり景観課は、構成員ではありません。
7	市内の町会も空家対策をやっているのか。	空家等対策は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、函館市が行っているところであり、同法上、町会は空家対策を行うべき主体ではありませんが、適切に管理されていない空家などを町会が発見した場合には、市に通報をいただいているほか、令和8年度からは、空家所有者の責任や放置した場合に生じるリスクなどを説明する「おしかけ講座」を町会単位で開催することを検討しているところでもあります。
8	町会長にも説明しているかを教えてください。	町会長に対して個別での函館市空家等対策計画の説明は行っておりません。

意見を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	都市建設部都市整備課（市役所本庁舎3階）
お問い合わせ先	都市建設部都市整備課 TEL：0138-21-3367 FAX：0138-27-3778 E-mail：akiya@city.hakodate.hokkaido.jp